

**やってみませんか？
弘前市子育て支援員**

子育て相談への助言、地域での親子との交流、支援員相互の交流や関係機関との連携を通して、市内各地域で子育て支援の基盤づくりを担う活動を行っており、現在81人が活動しています。



▼活動の一例

【令和2年度の活動実績】

二大地区…金魚ねぶた絵付け体験／安原地区…移動おもちゃ館、料理教室、音楽鑑賞、プール遊び、英語で遊ぼう、ヨガ／文京地区…お琴教室、書き初め／藤代地区…「青りんご」ベビーサークル（ヨガ、工作、お別れ会）、親子書き初め会、移動おもちゃ館／岩木地区…節分「豆まきを楽しもう」、読み聞かせ

▼対象 市民（資格の有無は不問／年2回の活動内容の報告が必要）

▼登録方法 こども家庭課に登録申込書を提出して認定を受けてください。

☎ こども家庭課子育て相談係（☎ 40-3976）

電話で受診勧奨を行います

市では、4月25日から国保特定健診を無料で実施していますが、より多くの市民に受診していただくため、電話で受診勧奨を行います。



▼実施期間 11月8日（月）～12月24日（金）

▼対象 過去に国保特定健診を

受けた人で、令和3年度を受診が確認できていない国保加入者（40歳～74歳）

※健診内容などの詳細は、「令和3年度健康と福祉ごよみ」で確認を。

▼発信番号 ☎ 35-1116

▼その他 国保特定健診の対象者が受診できる、「国保人間ドック」（自己負担額4,250円）の予約も受け付けていますのでお問い合わせください。

☎ 国保年金課国保健康事業係（☎ 35-1116）

令和4年度市民中央広場の使用申し込み受け付け

【仮申し込み】

▼受付期間 11月8日（月）～26日（金）の午前8時30分～午後5時（必着）

※電話での仮申し込みはできません／予約が重複した場合は12月10日（金）の午前10時から抽選。

▼申し込み方法 仮申込用申請書と企画書など催しの内容が分かるものを持参、郵送、Eメールのいずれかで提出を。

※申し込みの際は、催しの名称・内容などを明確にしてください／公共団体などの行事が予定されている日は使用できません。

【一般申し込み】

▼受付期間 12月13日（月）の午前8時30分から受け付け開始（先着順）

▼申し込み方法 申請書と企画書など催しの内容が分かるものを持参、郵送のいずれかで提出を。

※電話での仮予約も受け付けません。

☎ 都市計画課（〒036-8551、上白銀町1の1、市役所3階、☎ 34-3219、E toshikeika@city.hirosaki.lg.jp）

「弘前マイスター」の出前授業

市では、地域産業を支える優れた技能・技術者を「弘前マイスター」として認定しています。「弘前マイスター」の出前授業を希望する人はお問い合わせください。

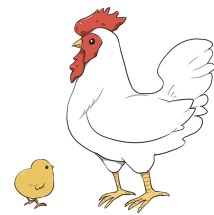
※技術情報と派遣申込書は市のホームページ（QRコード）で確認を／依頼内容によっては対応できない場合があります。



☎ 産業育成課物産振興係（☎ 32-8106）

鳥インフルエンザの発生を防止しましょう

鳥インフルエンザウイルスは、渡り鳥によって海外から持ち込まれると考えられています。秋から冬は渡りが始まり、発生の警戒が必要となる時期ですので次のことに注意してください。



【家きん（※1）を飼っている場合】

①渡り鳥や野鳥、ねずみ等の野生動物との接触をさけるため、野外での放し飼いをしないようにしましょう。また、飼育小屋は防鳥ネット（2cm角以下）で囲いましょう。定期的に防鳥ネットの点検を行い、破損箇所はただちに修繕しましょう。

②飼育小屋を定期的に消毒し、清潔な状態で飼育しましょう。

③世話をするときには専用の履物、衣服を身に付け、終了後は履物、衣類、手指の消毒をしましょう。車両は農場の出入り口

で入念に消毒しましょう。
④家きんに異状がみられた場合は、すぐにつがる家畜保健衛生所に連絡してください。

（※1）…鶏、アヒル、ウズラ、キジ、ダチョウ、ホロホロ鳥、七面鳥などの鳥類

【死亡した野鳥を見つけた場合】

①野鳥は鳥インフルエンザウイルス以外にもさまざまな細菌や寄生虫を持っていることがあるので、素手で触らないようにしましょう。

②多数の野鳥がまとまって死亡している場合は、農政課または中南地域県民局地域農林水産部林業振興課にご相談ください。

③②以外の場合で死亡した野鳥を処理する際は、ビニール袋に入れ一般ごみとして処分してください。

☎ 中南地域県民局地域農林水産部林業振興課（☎ 33-3857）／西北地域県民局地域農林水産部つがる家畜保健衛生所（☎ 0173-42-2276）／農政課（☎ 40-0504）

不動産取得税のお知らせ

不動産取得税は、土地や家屋を、有償・無償の別、登記の有無にかかわらず、売買、贈与、交換、建築（新築・増築・改築）などにより取得したときに、その取得者に一度だけ課税される県の税金です。

不動産の取得後、ある程度の期間をおいて納税通知書が送付されますので、指定された納期限までに納付してください。

なお、一定の要件にあてはまる住宅や住宅用の土地を取得した場合には、必要な書類を添えて申請することにより、不動産取得税が軽減となる制度があります。

※詳しくは、県ホームページ（QRコード）で確認するか、



☎ 中南地域県民局県税部課税第二課（☎ 32-1131〈内線227〉）

女性に対する暴力をなくす運動週間

内閣府男女共同参画局では、11月12日～25日（女性に対する暴力撤廃国際日）の期間に女性に対する暴力をなくす運動を実施します。



この運動の目的は、女性に対する暴力問題に関する取り組みを強化するとともに、女性の人権の尊重のための意識啓発や教育の充実を図ることです。

市などでは、暴力などの被害にあった女性やその家族などのために次の相談窓口を開設しています。

①DVホットライン（青森県女性相談所）…☎ 0120-87-3081（通報専用、24時間対応、休業日なし）

②配偶者暴力相談支援センター（青森県弘前健康福祉庁舎内）…☎ 33-3211（平日の午前8時30分～午後5時15分）

③DV相談+（プラス）（内閣府）…☎ 0120-279-889（電話、メール相談＝24時間受付、チャット相談＝正午～午後10時／いずれも休業日なし）

④婦人相談（こども家庭課内、市役所1階）…☎ 40-3976（平日の午前9時～午後4時）

※このほか、最寄りの警察署でも相談を受け付けています。

☎ こども家庭課子育て相談係（☎ 40-3976）

11(いい)月30(みらい)日は「年金の日」

年金記録や将来の年金受給見込額を確認し、未来の生活設計について考えてみませんか。

「ねんきんネット」を利用すると、自分の年金記録を確認できるほか、将来の年金受給見込額やこれまでの年金記録からさまざまな試算ができます。

※「ねんきんネット」については、日本年金機構ホームページで確認を。

☎ 弘前年金事務所（☎ 27-1339）